

第1 大綱策定の趣旨

横浜・名古屋・京都・大阪・神戸の5大都市は、大都市自治の拡充と大都市行政の能率的な遂行のため、戦前から「特別市制運動」を展開し、その結果、昭和22（1947）年の地方自治法制定により、「特別市制度」が創設された。

しかし、大都市がその区域から外れることによる空洞化を恐れた5府県（神奈川・愛知・京都・大阪・兵庫）等の猛烈な反対に遭い、結局、特別市制度は適用されないまま、地方自治法の改正により昭和31（1956）年に廃止された。そして、その代わりに暫定的制度として「指定都市制度」が創設され、5大都市に適用されることとなった。

横浜市では、他都市とも連携しながら、歴代市長・議長が指定都市制度の改革を国に訴えてきたが、65年以上経過した現在においても、抜本的な見直しはされていない。

平成22（2010）年5月、横浜市では、市会との議論を経て、「新たな大都市制度創設の基本的考え方《基本的方向性》」を策定し、新たな大都市制度の基本的枠組みを定めた。同時期に、指定都市市長会においても、横浜市の考え方と方向性を同じくする「特別自治市」構想を発表している。

また、平成23（2011）年8月に設置された第30次地方制度調査会（以下「第30次地制調」という。）において、大都市のあり方について本格的な議論が始まったことを受け、市会との議論を行い、平成24（2012）年6月に、制度創設が求められる背景・必要性、制度の骨子、移行に向けた手続等、制度創設までの間の取組の概要を示した「横浜特別自治市大綱素案（骨子）」を策定した。

そして、同年8月に成立した大都市地域における特別区の設置に関する法律（以下「大都市地域特別区設置法」という。）、同年12月に公表された第30次地制調専門小委員会による中間報告の内容などを踏まえ、平成25（2013）年3月に、横浜市にふさわしい大都市制度である特別自治市制度の早期創設を目指し、国等に制度創設の要請、提案を行うとともに、市民・県・県内市町村・経済団体等との意見交換に資するため、市会との議論を経て、「横浜特別自治市大綱」（以下「本大綱」という。）を策定した。

一方、横浜市に次ぐ人口を有する指定都市である大阪市においては、大阪市の廃止と特別区の設置のため、大都市地域特別区設置法に基づく2回の住民投票が実施された。投票の賛否は拮抗したが、いずれも反対多数となり、指定都市である大阪市は存続する結果となった。この間のいわゆる大阪都構想の動向は、昭和31（1956）年に創設された指定都市制度の課題を顕在化させ、地域の実情に応じた大都市制度のあり方について、国民の関心を高めることとなった。

本大綱については、策定時において、「国の動向や第30次地方制度調査会の答申内容などを踏まえ、引き続き検討を行い、必要に応じて改訂を行うものとする」としており、本大綱策定以降の大都市制度改革に関する国や横浜市等の動向を踏まえ、令和3（2021）年3月に改訂を行った。

その後、指定都市市長会における議論や機運醸成の取組の進展、神奈川県による特別市に対する見解の公表、県内3指定都市による特別市の法制化の必要性についての考え方の発表など、特別市をめぐる大きな動きがあったことを踏まえ、国や県が提示する特別市の課題に対する横浜市の見解を明示するため、本大綱を再度改訂する。

なお、令和4（2022）年7月に開催された第54回指定都市市長会議において、特別自治市を分かりやすく伝えるための工夫として、「特別市」という名称を使用することが決定したことを踏まえ、本大綱の名称を「横浜特別自治市大綱」から「横浜特別市大綱」に変更する。